



熊本県公報

第 1 2 5 9 2 号

平成 29 年 2 月 3 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 2
○熊本都市計画道路の変更 (熊本県決定)	(都市計画課) 3
○救急診療所の認定	(医療政策課) 3
○救急病院の認定	(//) 3
○救急病院の認定	(//) 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(//) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//) 4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(//) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
公 告	
○換地処分	(農地整備課) 5
○換地処分	(//) 5
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 5
○土地改良区役員 の 退任 及び 就任	(農村計画課) 6
○県営土地改良事業計画の変更	(//) 6
登 載 依 頼	
○平成 2 8 年度熊本県観光審議会の開催	(観光審議会) 6
○平成 2 8 年度球磨地域保健医療推進協議会の開催	(球磨地域保健医療推進協議会) 6

告 示

熊本県告示第 6 7 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上早川 4 3 8 4 番 2 地先から 同所 4 3 8 4 番 2 地先まで	前	23.3 ～ 27.5	18.1	災害復 旧
			後	23.3 ～ 28.9		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県告示第 6 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塚原-2	宇城市不知火町高良	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
湊野(港野)-1	宇城市不知火町高良	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
防平1(坊平1)-3	宇城市不知火町高良	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
居屋敷-3	宇城市不知火町浦上	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊
新村	宇城市不知火町浦上	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年2月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古場田川	宇城市不知火町浦上	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
塚原-1	宇城市不知火町高良	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
湊野(港野)-2	宇城市不知火町高良、長崎、亀松	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
湊野(港野)-3	宇城市不知火町高良	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
湊野(港野)-4	宇城市不知火町高良	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
湊野(港野)-5	宇城市不知火町高良	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
湊野(港野)-6	宇城市不知火町高良	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
防平1(坊平1)-1	宇城市不知火町高良、長崎	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
防平1(坊平1)-2	宇城市不知火町高良	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
居屋敷-1	宇城市不知火町浦上	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
居屋敷-2	宇城市不知火町浦上	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
渡辺-1	宇城市不知火町浦上、小曾部	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

渡辺 - 2	宇城市不知火町浦上、小曾部	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
五反田	宇城市不知火町浦上	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
尾崎 (尾崎 1)	宇城市不知火町浦上	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
尾崎 (尾崎 2) - 1	宇城市不知火町浦上	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
尾崎 (尾崎 2) - 2	宇城市不知火町浦上	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり

(別図 1 から別図 1 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 7 0 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
益城町大字広崎、大字福富、大字惣領、大字馬水、大字安永、大字宮園、大字木山、大字辻の城及び大字寺迫の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課及び益城町都市計画課

熊本県告示第 7 1 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急診療所として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団明佑会峯苦医院	八代市坂本町坂本 4 1 3 9 番地 1	平成 2 9 年 1 月 2 1 日から 平成 3 2 年 1 月 2 0 日まで

熊本県告示第 7 2 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市民病院	荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで
公立玉名中央病院	玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで
国民健康保険和水町立病院	玉名郡和水町江田 4 0 4 0 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで

熊本県告示第 7 3 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地19	平成29年1月31日から 平成32年1月30日まで
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町3050番地	平成29年1月31日から 平成32年1月30日まで
医療法人社団永寿会天草第一病院	天草市今釜新町3413番地の6	平成29年1月31日から 平成32年1月30日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院	天草市東町101番地	平成29年1月31日から 平成32年1月30日まで
天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場2560番地14	平成29年1月31日から 平成32年1月30日まで

熊本県告示第74号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成29年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア天草 天草市小松原町12-19 Mセレーノ天草103号	431100301	平成29年 1月26日	訪問介護

熊本県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成29年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	訪問看護ステーションみふね	上益城郡御船町御船1072-1 2F	平成29年 2月1日	訪問看護

熊本県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成29年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	訪問看護ステーションみふね	上益城郡御船町御船1072-1 2F	平成29年 2月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成29年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアサポートあらお	ケアプランセンターちどり	荒尾市増永 2 7 5 - 2	平成 2 9 年 3 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字野添 2 9 7 4 番地先から 同所 2 9 7 4 番地先まで	前	3.2 ～ 3.5	22.7	単道改
			後	3.4 ～ 4.7		
		宇土市網津町字野添 2 9 8 5 番 2 地先から 同所 2 9 8 5 番 2 地先まで	前	3.8 ～ 5.0	20.4	
			後	5.0 ～ 5.4		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 2 月 3 日

公 告

熊本県公告第 6 4 号

県営御領南地区（5 換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 5 号

県営天草中央中地区（茂木根換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 2 9 5 号	混合石灰肥料	果樹園芸用粒状混合石灰	アルカリ分 : 5 0 . 0 可溶性苦土 : 9 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町 4 丁目 7 8	平成 3 5 年 1 月 2 4 日

				定規格のとおり	番地	
--	--	--	--	---------	----	--

熊本県公告第 6 7 号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中村 仁士	熊本市西区沖新町 4 7 0 9 番地
就任 理事	右田 幸一	熊本市西区沖新町 4 7 2 5 番地

熊本県公告第 6 8 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営和水東部地区（日向工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水東部地区（日向工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 2 9 年 2 月 6 日から平成 2 9 年 3 月 3 日まで
- 縦覧場所
和水町役場

登載依頼

熊本県観光審議会公告第 1 号

平成 2 8 年度第 1 回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

熊本県観光審議会長

- 日時
平成 2 9 年 2 月 8 日（水）
午前 1 0 時 3 0 分から午後 0 時まで
- 場所
ホテル熊本テルサ りんどう・つばき（熊本市中央区水前寺公園 2 8 の 5 1）
- 議題
次期観光立県推進計画の策定について
- 傍聴者の定員
1 0 人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 2)

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

平成 2 8 年度球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成 29 年 2 月 3 日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 2 月 9 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県球磨地域振興局会議棟 2 階大会議室（人吉市西間下町 8 6 - 1）
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会報告
 - (2) 地域医療構想の検討状況について
 - (3) 第 6 次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
人吉市寺町 1 2 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（人吉保健所総務福祉課）
（電話 0 9 6 6 - 2 2 - 1 0 4 0）